【規程番号　神女大短Ｖ－002】

「学校法人行吉学園奨学金規程」に基づく
神戸女子大学・神戸女子短期大学優秀者応援奨学金運用細則

（目的）

第１条　この細則は、学校法人行吉学園奨学金規程に基づき、神戸女子大学、神戸女子短期大学（以下、「神女」という。）に在学する者に対し、学業優秀で品行方正な者であり、かつ経済的に支援が必要な者に対する優秀者応援奨学金（以下、「神女優秀者応援奨学金」という。）の運用に関する必要な事項を定める。

（奨学金の給付対象者）

第２条　神女優秀者応援奨学金は、優秀者表彰型と学生応援型に分類し、優秀者表彰型の給付対象者は、１年次以外の在学生のうち、全学生の範となる学業優秀かつ品行方正な者とする。

２　学生応援型の給付対象者は、以下のとおり分類する。

（1）独立行政法人日本学生支援機構等の貸与奨学金を受給する者

（2）上記以外の者

３　学生応援型の給付要件は、以下の２つとする。

（1）申請前年度（年間）GPA2.5以上であること

（2）課外活動（文化、スポーツ、社会貢献等）の分野において積極的な取り組みが認められること

（奨学金の給付額）

第３条　神女優秀者応援奨学金のうち、優秀者表彰型の奨学金の給付額は、10万円とする。

２　学生応援型の給付額は 10 万円とし、特に優秀と認められる場合は、20 万円を給付する。

（奨学金の給付申請及び手続）

第４条　神女優秀者応援奨学金の給付申請の時期は前期とし、申請期日については別途周知する。ただし、特別な事由により学長が認めた場合は、この限りでない。

２　神女優秀者応援奨学金の給付申請する者は、次の書類を所定の期日までに学生課に提出し、審査を受けなければならない。

（1）神女優秀者応援奨学金（優秀者表彰型）承諾書

（2）神女優秀者応援奨学金（学生応援型）申請書

（3）その他特に必要とする書類

（奨学金の審査方法）

第５条　前条の申請書類は、学生部内で審査のうえ、次の手続きを経て、学長より理事長に推薦する。

２　優秀者表彰型においては、前年度の学業成績に基づき学科ごとに候補者を選考し、学科主任より所定の書式により学部長または短期大学部長に報告する。

３　学生応援型においては、神戸女子大学・神戸女子短期大学学生委員会で審議する。

４　理事長は、学長の推薦に基づき給付対象者を決定する。

（奨学金の給付期間等）

第６条　神女優秀者応援奨学金のうち、優秀者表彰型についての給付は、当該年度の前期とする。また、学生応援型についての給付は、当該年度の後期とする。

２　神女優秀者応援奨学金は、異なる年度において給付申請することができる。
ただし、審査にあたっては新規申請者を優先する。

３　神女優秀者応援奨学金は、神女経済支援奨学金と併用して受給することができないものとする。ただし、神女優秀者応援奨学金として定める他の奨学金とは併用して受給することができる。

（授与式）

第７条　神女優秀者応援奨学金のうち、優秀者表彰型のみ、給付対象者として決定された当該年度の前期に授与式を行う。

（細則の改廃）

第８条 この細則の改廃は、学生委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この運用細則は、令和4年4月1日から施行する。

２　「学校法人行吉学園奨学事業に係る授業料等免除・奨励金授与規程」に基づく神戸女子大学奨励金授与運用細則及び神戸女子短期大学奨励金授与運用細則は廃止する。

附　則

この運用細則は、令和7年4月1日から施行する。

附　則

この運用細則は、令和8年4月1日から施行する。（委員会名称の変更）